

平成26年10月24日

平成26年 第10回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成26年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成26年10月24日（金曜日）午後2時00分～午後2時35分

2. 場 所 東大和市中央公民館301学習室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 武石修一郎

3番 岩田圭子

4番 藤宮志津子

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦

社会教育部長 小俣学

学校教育部

参事兼 石井卓之

学校教育課長 岩本尚史

指導室長

建築課長兼

教育施設担当

給食課長 梶川義夫

副参事

統括指導主事 小坂橋悦子

社会教育課長 村上敏彰

中央公民館長 福島啓二

中央図書館長 関田実千代

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美

主 事 中 野 庸 平

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 27 号議案 平成 26 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成 25 年度分）報告書（案）について

第 4 第 28 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成26年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成26年9月27日から10月18日までの教育長諸務報告を行います。
9月27日、土曜日、第九小学校の運動会を視察いたしました。
あわせて、上北台公民館まつりに出席をいたしました。
9月28日、日曜日は、ふれあい市民運動会の開会式に出席をいたしました。
あわせて、第四小学校の運動会を視察いたしました。
9月29日、月曜日、定例校長会に出席をいたしました。
9月30日、火曜日、教育委員の学校訪問で第六小学校を訪問いたしました。
10月1日、水曜日、東大和市職員永年勤続表彰式に出席をいたしました。
10月2日、木曜日、行政改革推進本部会議に出席、その後、日本公衆電話会贈呈式に出席をいたしました。
10月3日、金曜日、第1回教育委員会臨時会に出席をいたしました。
10月4日、土曜日、第七小学校の運動会を視察いたしました。
その後、市政功労者表彰式に出席し、第一小学校、第三小学校、第八小学校の運動会を視察いたしました。
10月7日、火曜日、東京オリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議に出席をいたしました。
10月9日、木曜日、多摩地区特別支援教育学級マラソン大会を視察いたしました。

10月10日、金曜日、戦没者追悼式に出席をいたしました。

午後は、青少年問題協議会に出席をいたしました。

10月11日、土曜日、東大和市民文化祭開会式に出席いたしました。

10月13日、月曜日、教育委員会制度改革研修会に出席をいたしました。

10月15日、水曜日、東京都市教育長会幹事会及び定例会に出席をいたしました。

10月16日、木曜日、教育委員の学校訪問で第九小学校を訪問いたしました。

10月17日、金曜日、七市教育長会に出席をいたしました。

10月18日、土曜日、多摩3市うまいものフェア開会式に出席をし、その後、第八地区まつりを視察、午後は社会教育委員会第2ブロック研修会に出席をいたしました。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

**◎日程第3 第27号議案 平成26年度東大和市教育委員会の権限
に属する事務の管理執行状況の点検及び
評価（平成25年度分）報告書（案）に
ついて**

○鈴木委員長 日程第3、第27号議案 平成26年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成25年度分）報告書（案）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第27号議案 平成26年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成25年度分）報告書（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提供するとともに、公表することとされています。

このことから、平成25年度の東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策について、取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からのご意見をいただきまして、報告書（案）にまとめたものであります。

内容につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、資料に基づきましてご説明を申し上げます。

資料の表紙の裏の目次をお開きいただきたいと存じます。

まず、この報告書の構成でございます。4つの章立てと資料編で構成しております。

右の1ページでございます。

第1章は、教育委員会の点検及び評価についてでございますが、1の点検及び評価の目的は、ただいま教育長からご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

2の点検及び評価の内容は、対象を平成25年度の教育委員会の運営状況、基本方針に基づく主要施策・事務事業としたものでございます。

点検及び評価の方法は、公募を含む学識経験者のご意見を聴取した上で実施し、この報告書を市議会へ提出するとともに、公表いたします。

2ページをお開き願います。

第2章でございますが、教育委員会の運営状況についてでございます。

1に開催状況を、2に審議状況として、教育委員会議及び教育委員懇談会に分けて、その運営状況を明らかにしております。

7ページをお開き願います。

3に教育委員会議以外の教育委員の活動状況といたしまして、学校訪問、各種行事等への参加状況を掲載しております。

9 ページをお開き願います。

第3章でございますが、教育委員会の基本方針に基づく平成25年度主要施策の点検及び評価についてでございます。

基本方針の1は、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成でございますが、教育委員会の基本方針をここに掲げてございます。

10ページをご覧ください。

このページの中ほどから、主要施策とあります。基本方針に基づき、平成25年度における施策の取組状況、そして今後の取組の方向性を記載してございます。

以下、15ページには、基本方針2の「豊かな個性」と「創造力」の伸長、飛びまして28ページには、基本方針3の「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実、そして42ページには、基本方針4、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進についても、同様に記載してございます。

続きまして、51ページをお開きください。

第4章でございますが、点検及び評価に関する有識者からの意見につきまして掲載してございます。3人の有識者の皆さまからいただきましたご意見を、ここに掲載してございます。

この報告書は、平成25年度におきます教育委員会の運営状況並びに平成25年度の教育委員会の基本方針に基づく主要施策及び事務事業の取組状況を明らかにするとともに、成果、そして課題の方向性を示し、まとめたものでございます。

なお、今後の予定につきましてご案内申し上げます。

本日、教育委員会でご承認を賜りましたならば、委員長名で市長にご報告を申し上げます。その後、市長から市議会議長へ教育委員会から報告があった旨、通知をいたしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私から1点、お願いします。

有識者からの評価を3人の方から出していただいて、読ませていただいていますけれども、この方々と、この評価について何かお話を伺う機会があって、そのときにこういうことが心に残るような話題になったのだと、そういうことはございますか。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 3人の有識者の方とは、教育長、そして私ども職員が同席いたしましたして、説明という形で案の段階でのご説明を申し上げました。そして、委員の皆さま方それぞれの関心のある観点からご質問いただいたり、ご意見や、さまざまな示唆をいただいております。

その中で、意見書のご提出をいただきました中でのそれぞれの委員の皆さま方とも懇談をする機会がございました。その中では一様に、例えば東大和市の教育、学校も変化の兆しを感じると、いい方向でのそういう兆しを感じるということもございました。メッセージとしては、頑張っているねと、これからも前向きで着実に進めていってほしいという温かいお言葉もいただいております。

特に共通して言われているのは、子どもの学力の向上というのが委員の皆さま方から出ておりました。教育委員会が学力の向上を市民の願いとして、課題ということに位置づけてさまざまな取組をしてきているということもご説明し、ご理解もいただいております。一気に物事が変わるということはなかなか難しい、しかし着実にそのような施策、あるいは小中連携という施策が成果として表れて、実を結んでくるのではないかと期待しているという、そのようなエールをいただいております。

私どもは、今、学校教育のことを中心にお話しさせていただきましたが、社会教育につきましても同様に、さまざまな施策、取組、その方向性については後押しをしていただけるようなご意見を賜ったと感じております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございました。

この機会に、感想ですけれども、ここで中学校の合唱コンクールが2校あって、見せていただいたのですけれども、教育委員の私が良かったと言うのも、少し身びいきになるかもしれないけれども、とても子どもが成長しているなということを感じました。成長しているということは、子どもたちがいずれも一生懸命に取り組んでいる。できれば、専門的な部分がありますから一概には言えないでしょうけれども、子どもがあれだけ一生懸命に取り組んでいるのであれば、できればは上達しているに違いないと思って、私は評価しているわけですが。

それで、合唱を聞きながら、何が、どういう実践がこういうふうになっているのかなということを自分なりに分析してみたところ2つ考えられました。1つは、

やはり合唱コンクールの会場の雰囲気で教師の果たす役割というか、非常に指導する教師が緊張感を持って行ってくれる、これを強く感じました。それから、子どもの振る舞いがきちんとしているということは、これは総練習のときに指導されても身につくことではなくて、日々の学校生活で、子どもが自覚をして暮らしているのだと、その結果だと思いました。これは中学1年生もしっかり行えているところを見ると、小中一貫の成果は確かに表れていると、そういうことを今年は強く感じた合唱コンクールでした。

それで、今、部長のほうから、有識者の先生方からも、いい方向に向かって踏み出したところだから、精力的に前向きに緩めないで頑張ってもらいたいと激励されたというお話があって、本当に適切な評価をいただけたなと私は思いました。

先ほども市長との懇談会があって、今回は市長のほうから非常に具体的な提案もありました。それから、熱意があふれるお言葉もありました。これを教育委員会、子どもがこれからどういうふうを受けとめて、どう具現化して、東大和市の教育を変えていくかという段階になると思うので、職員の方々にも一層協力をお願いしなければならないことが出てくると思います。点検・評価でプラスの方向の評価をいただいておりますので、一層勇気を持って前向きに頑張っていこうと、そういう気持ちに私はなったので、一言、お話しさせていただきました。

ほかに感想、意見ございませんか。

ありますか。

○藤宮委員 感想でいいのですか。

○鈴木委員長 はい、どうぞ。藤宮委員。

○藤宮委員 各学校の運動会や研究発表会、音楽会を見せていただいて、自分が想像していた以上に、子どもたちが全員参加していることにびっくりしました。きっと一生懸命行っている子もいるし、何か僕は関係ないやという感じで突っ立っているだけの子もいるだろうなと思っていたのが、そんなことはほとんどなかったですね。どの授業を見ても、発表会を見ても、運動会を見ても、みんな参加していたので、今おっしゃったように明るい希望を持てると思います。

○鈴木委員長 新鮮な目で見ていただいて、ありがとうございます。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第27号議案 平成26年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の

管理執行状況の点検及び評価（平成25年度分）報告書（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第27号議案 平成26年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成25年度分）報告書（案）について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第28号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部
改正に係る意見の申し出について

○鈴木委員長 日程第4、第28号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第28号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

市の条例改正につきましては、市議会に提案するのは市長でありまして、教育委員会は市長に対して意見を申し出る立場にあります。このことから、今回の条例改正に当たりまして、市長に教育委員会の意見を申し出るために、ご提案申し上げます。

東大和市体育施設等の管理につきましては、平成27年4月1日から、新たな共同事業体による指定管理となります。今回、新たな指定管理者による基本事業計画書で提案を受けました。休場日の削減や市民体育館の開場時間の延長等を行うとともに、平成27年度より桜が丘市民広場東側部分で、新学校給食センター建設工事が始まることから、利用料金を縮小される面積に応じて減額をするものであります。また、上仲原公園野球場の利用に関しましても、スポーツ団体からの要望を受け、これまでの全面貸しに加え、西側の陸上競技場部分に限定した貸し出しを加えるものであります。

以上、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6

号に基づいて、市長に対して本条例の一部改正について意見の申し出を行うものであります。

なお、条例改正の内容につきましては、社会教育部長からご説明を申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第28号議案の資料といたしまして、1枚の改正案文と、その後に7枚からなります新旧対照表をご用意させていただきました。内容につきましては、新旧対照表の中でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案の1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

1ページ、1／7とございますが、1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、市民体育館の現行でございますが、左半分の休場日のところをご覧いただきたいと思っております。

現行、市民体育館の休場日は、枠の一番下にございます「12月28日から翌年の1月4日まで」という定めでございます。こちらが、改正後、右半分の欄をご覧いただきたいと思っておりますが、「12月28日から翌年の1月3日まで」ということで、年末年始の休業日が1日減るというような改正でございます。

同様に、2マス下の桜が丘市民広場につきましても、改正後の休場日、ご覧いただくとおわかりいただけますが、「12月28日から翌年の1月3日まで」の休場日と変更するものであります。

同様に、1枚おめくりいただいて、上仲原公園テニスコートにつきましても、休場日を「12月28日から翌年の1月3日まで」と変更するものでございます。

続きまして、引き続き2ページの網かけ部分をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、別表第4（第5条関係）、開場時間についての改正でございます。

市民体育館の平日の午後11時までの個人利用に関しまして、「（水曜日及び金曜日（休日に当たる水曜日及び金曜日を除く。））」とございますが、そちらを改正後では「月曜日から金曜日まで（休日を除く。）」に改めるものでございます。

このことによりまして、現行では水曜日と金曜日が夜11時まで延長してやっておりますけれども、改正後につきましては月曜から金曜日まで、毎日全て夜11時までの開館ということに変更になるものでございます。

以上、2件が指定管理者からの提案のありました内容でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

右側の網かけ部分になりますけれども、こちらは別表第5（第7条関係）、
（1）市民体育館の個人利用の料金表についての改正でございます。

こちらにつきましては、市民体育館の時間枠、9時半から11時、23時ですね。
23時の利用できる曜日に関し、「水曜日及び金曜日」を「月曜日から金曜日まで」に変更するものであります。

また、5ページの網かけ部分にもございますが、こちら摘要の5におきましては、「水曜日及び金曜日（休日に当たる水曜日及び金曜日を除く。）」を、改正後は「月曜日から金曜日まで（休日を除く。）」に改めるものであります。

こちらにつきましても、先ほど申し上げました夜間の延長、現行から変更後、月曜日から金曜日まで、こちらの利用区分に変わることに関しまして、内容の改正をするものでございます。

こちらに関しましては、指定管理者からの提案に係る文言整理でございます。

引き続きまして、5ページの（3）桜が丘市民広場における貸し切り利用に関する料金の改正でございます。

原則、各2時間ごとの区分におきまして、全面の大人料金、現行「2,400円」でございますが、こちらを「1,800円」に、子どもにつきましては現行「600円」を「450円」に、A面の大人料金に関しましては、現行「1,500円」を「1,000円」に、子どもにつきましては現行「375円」を「250円」に、そして今度はB面になりますけれども、大人料金に関しましては現行「900円」を「800円」に、子どもの料金に関しましては「225円」を「200円」に改めるものでございます。

こちらにつきましては、先ほど教育長のご説明にもありましたとおり、新学校給食センターの建設工事に伴いまして、利用面積が狭くなることによりまして、改正をするものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

網かけ部分のご説明になります。

こちらは、別表第5（第7条関係）の（4）上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）におけます貸し切り利用についての改正でございます。

新たに陸上競技場の施設名を設定いたしまして、従来からの2時間ごとの区分において、大人に関しては1,200円に、子どもに関しましては300円といたしまし

て、新たに陸上競技場部分だけを利用できるような設定を定めるものでございます。

なお、1時間当たりの夜間照明の料金につきましては、従来と同額の3,000円とするものであります。

こちらにつきましては、スポーツ団体からの要望によるものでございます。

次に、改正案文にお戻りいただきたいと思います。

改正案文の附則でございますが、第1項におきましては、施行日を平成27年4月1日とするものであります。

また、第2項に関しましては、施行日前でありましても、来年の4月1日以降の手續をあらかじめ行うことができるように経過措置を定めるものであります。

内容の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

これは全部、市民にとっては負担が少なく有利な内容になっておりますよね。そのように受けとめてよろしいですか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 まず、説明をいたしました新たな指定管理者からの提案によります改正につきましては、これまで水曜日と金曜日の2日間、週2日間ですね、夜11時までやっているのですが、ほかの曜日については9時半で終わっております。新たな指定管理者のほうは、全ての平日、月曜日から金曜までを全て夜11時まで、開くというようなご提案がありましたものですから、こちらについては市民の方の利用に関しまして、非常にサービスの向上が図られるのではないかと考えます。

その次の桜が丘市民広場につきましては、新学校給食センターができる関係で、利用者には広場が狭くなるということでは、今までの使い勝手が縮小されるという点で、利用者の方に手狭な思いをさせてしまうことがありますけれども、利用料金につきましては、給食センターができる分、狭くなるものですから、それに見合った料金を減額して設定をするということでございます。

それから、上仲原公園の陸上競技部分のみの利用ができるような設定でございますけれども、こちらについては従来から、芝生部分だけを使ってスポーツをし

たいという団体がございました。そういう利用者の方々にとっては、今回こういう改正をすることで利用がしやすくなって、料金も安くなって利用していただけるということでございますので、市民の方にとっては非常に利便性が図れると考えてございます。

以上です。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにご質問ありますか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第28号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第28号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認と決します。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時35分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子